

○奈良県少年補導に関する条例

平成18年3月28日

奈良県条例第57号

改正 平成19年2月13日奈良県条例第26号 平成19年9月27日奈良県条例第12号

平成26年7月11日奈良県条例第13号 平成28年3月28日奈良県条例第71号

令和4年3月31日奈良県条例第58号 令和7年3月27日奈良県条例第66号

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 警察職員による不良行為少年の補導（第6条—第11条）

第3章 少年補導員（第12条—第22条）

第4章 雜則（第23条—第28条）

第5章 罰則（第29条・第30条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、不良行為少年の補導に関し、保護者及び県民の責務を明らかにするとともに、警察職員及び少年補導員の活動に関して必要な事項を定め、もって少年の非行の防止と保護を通じて少年の健全な育成を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「少年」とは、20歳に満たない者をいう。

2 この条例において「保護者」とは、少年に対して法律上監護教育の義務がある者及び少年を現に監護する者をいう。

3 この条例において「警察職員」とは、警察官及び少年警察補導員（少年の非行の防止及び保護を通じて少年の健全な育成を図るための警察活動に関し、専門的な知識及び技能を有する警察職員（警察官を除く。）のうちから警察本部長が命じた者をいう。）をいう。

4 この条例において「不良行為」とは、次に掲げる少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれのある行為（刑罰法令に触れるものを除く。）をいう。

（1）満19歳の者に係る次のいずれかに該当する行為

ア 二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律（明治33年法律第33号）第1条の規定に違反してたばこ（たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこをいう。以下同じ。）を喫し、又は自ら若しくは他の少年の喫煙に供する目的でたばこ若しくは喫煙具を所持する行為

- イ 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律（大正11年法律第20号）第1条第1項の規定に違反して酒類（酒税法（昭和28年法律第6号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を飲用し、又は自ら若しくは他の少年の飲用に供する目的で酒類を所持する行為
- ウ 自転車競技法（昭和23年法律第209号）第9条の規定に違反して、勝者投票券を購入し、又は譲り受ける行為
- エ 売春防止法（昭和31年法律第118号）第3条の規定に違反して、売春をし、又はその相手方となる行為
- オ 放置すれば暴行、脅迫、器物損壊その他の刑罰法令に触れる暴力的な行為に発展するおそれのある粗暴な言動をする行為
- カ 正当な理由がなく、刃物、木刀、鉄棒その他の身体に危害を及ぼすおそれのある物（以下「危険物品」という。）を所持する行為
- キ 正当な理由がなく、他人に対し、金品の交付、貸与等を要求する行為
- ク 同居者の金品を無断で持ち出す行為
- ケ みだりに異性の身体に触れ、又は異性につきまとい、その他の他人に性的な不安を覚えさせるような行為
- コ 暴走行為（自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定するものをいう。）又は原動機付自転車（同項第10号に規定するものをいう。）の運転に関し、同法第62条、第68条又は第71条第5号の3の規定に違反する行為その他の交通の危険を生じさせ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為をいう。以下同じ。）をあおる行為
- サ 睡眠剤、鎮痛剤その他少年の心身に有害な影響を及ぼすおそれのある薬物又は物質（以下「有害薬物等」という。）を濫用し、又は濫用する目的で有害薬物等を所持する行為
- シ 正当な理由がなく、保護者に無断で生活の本拠を離れ、かつ、所在を知らせずに、生活する行為
- ス 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定するものをいう。）、暴走族（集団的に、又は常習的に暴走行為をするおそれのある者をいう。）その他犯罪性のある者又は素行不良の者と交際する行為
- （2）満18歳の者に係る次のいずれかに該当する行為
- ア 前号アからスまでのいずれかに該当する行為
- イ スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）第9条の規定に

違反して、スポーツ振興投票券を購入し、又は譲り受ける行為

(3) 18歳に満たない者に係る次のいずれかに該当する行為

ア 第1号アからスまでのいずれかに該当する行為又は前号イに該当する行為

イ 正当な理由がなく、風俗営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に規定するものをいう。）の営業所、有害興行（奈良県青少年の健全育成に関する条例（昭和51年12月奈良県条例第13号）第20条第1項の規定により指定された興行をいう。）に係る興行場その他法律又は条例の規定により18歳に満たない者を立ち入らせることが制限されている施設に立ち入る行為

ウ 無店舗型性風俗特殊営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第7項各号に規定するものをいう。以下同じ。）、金属くず業（奈良県金属くず営業条例（昭和32年4月奈良県条例第20号）第2条第2号に規定するものをいう。）その他法律又は条例の規定により18歳に満たない者を客とすることが制限されている営業において、当該制限に違反することとなるような形態で客となる行為

エ 自ら進んで、無店舗型性風俗特殊営業に係る客に接する業務、利用カード（奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例（昭和59年12月奈良県条例第11号）第22条第1項に規定するものをいう。）の販売に係る業務その他法律又は条例の規定により18歳に満たない者を従事させることが制限されている業務に従事する行為

オ 自ら進んで児童買春（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第2項に規定するものをいう。）の相手方となり、その他少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれのある性交又は性交類似行為をする行為

カ インターネット異性紹介事業（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するものをいう。）を利用する行為

キ 自ら進んで、インターネットを利用して、全部又は一部が奈良県青少年の健全育成に関する条例第18条第1項各号のいずれかに該当すると認められる情報を閲覧し、視聴し、又は聴取する行為

ク 正当な理由がなく、有害図書類（奈良県青少年の健全育成に関する条例第21条第1項の規定により指定された図書類又は同条第2項の規定に該当する図書類をいう。以下同じ。）及び有害がん具刃物類（同条例第22条第1項の規定により指定されたがん具刃物類をいう。以下同じ。）を所持する行為

- ケ 自ら進んで入れ墨を受ける行為
- コ 他人を中傷するような情報を、インターネットを利用して他人が閲覧することができる状態に置き、又は電子メールを利用して他人に送信する行為
- サ 正当な理由がなく、深夜（午後11時から翌日の午前4時までの間をいう。）に徘徊（はいかい）する行為
- シ 正当な理由がなく、保護者に無断で外泊する行為
- ス 正当な理由がなく、義務教育諸学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。）を欠席し、又は早退し、若しくは遅刻して、徘徊をし、又は生活の本拠を離れて遊技若しくは遊興をする行為

5 この条例において「不良行為少年」とは、不良行為を行う少年をいう。

（保護者の責務）

第3条 保護者は、その監護に係る少年が不良行為を行わないよう適切な指導及び監督を行わなければならない。

（県民の責務）

第4条 県民（少年を除く。）は、不良行為少年を発見したときは、当該少年にその行為を止めさせるため必要な注意、助言又は指導を行うとともに、必要に応じ、保護者、学校（学校教育法第1条に規定するものをいう。以下同じ。）の管理者又は職員（以下「学校関係者」という。）、警察職員その他少年の保護に関する職務を行う者に通報するよう努めるものとする。

（適用上の注意）

第5条 この条例の適用に当たっては、県民及び滞在者の自由と権利を不当に制限しないよう留意しなければならない。

2 この条例の規定による警察職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第2章 警察職員による不良行為少年の補導

（警察職員による補導）

第6条 警察職員が不良行為少年に対して行う補導は、本章に定めるところにより行うものとする。

2 警察職員は、不良行為少年の補導を行うに当たっては、常に少年の健全な育成を期することを念頭に置いて行わなければならない。

3 警察職員は、不良行為少年の補導を行うに当たっては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(注意、助言、指導等)

第7条 警察職員は、不良行為少年を発見したときは、当該少年に対し、不良行為を行わないよう注意を行うとともに、その後の非行を防止するため必要な助言又は指導を行うものとする。

- 2 警察職員は、前項の規定による措置をとるため必要な限度において、不良行為少年と認められる者の年令を確認し、その者が不良行為少年であると判明したときは、当該少年に対し、本人及び保護者の氏名及び住所、学校又は職場の名称及び所在地その他必要な事項を質問することができる。
- 3 警察職員は、街頭その他の場所において、不良行為少年に対して第1項の規定による助言若しくは指導又は前項の規定による質問を行うことが当該少年に対して不利であり、又は交通の妨害になると認められる場合においては、助言若しくは指導又は質問を行うため、その者に付近の警察施設に同行することを求めることができる。

(少年の所持する物件の一時保管等)

第8条 警察職員は、少年が酒類、たばこ若しくは喫煙具、有害薬物等若しくは危険物品を所持し、又は18歳に満たない者が有害図書類若しくは有害がん具刃物類を所持している場合には、当該少年に対し、当該物件の任意の提出を求めてこれを一時的に保管し、又は当該物件を自ら廃棄することを促すことができる。

- 2 警察職員は、前項の規定により少年から提出を受けて物件を保管したときは、速やかに、その保管に係る物件を保管した場所を管轄する警察署長（以下この条において「所轄警察署長」という。）に引き継がなければならない。この場合において、所轄警察署長は、当該物件を保管しなければならない。
- 3 前項の規定により引継ぎを受けた所轄警察署長は、速やかに保護者又は当該物件について権利を有する者（その者が当該物件を所持することにより、第1項の規定による措置の対象となることとなる少年である場合にあっては、その者の保護者とする。次項において同じ。）に当該物件を引き取るべき旨を通知しなければならない。
- 4 所轄警察署長は、前項の当該物件について権利を有する者を知ることができないとき、又はその者の所在を知ることができないときは、公安委員会規則で定める事項を公告しなければならない。
- 5 第3項の規定による通知の日又は前項の公告の日から起算して6月を経過してもなお当該物件を返還することができないときは、当該物件の所有権は、県に帰属する。
- 6 本条の規定による保管及び返還の手続については、公安委員会規則で定める。

(不良行為少年の一時保護)

第9条 警察職員は、第2条第4項第1号シ又は同項第3号サ若しくはシの不良行為に係

る不良行為少年（同項第1号シの不良行為にあっては、18歳に満たない者に限る。）を発見した場合において、そのまま放置すれば少年の健全な育成に重大な障害が生じるおそれがあると認めるときは、直ちに、その旨を当該少年を発見した場所を管轄する警察署長に報告しなければならない。ただし、当該少年が警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第3条第1項又は酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号）第3条第1項の規定により保護をしなければならない者であるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定による報告を受けた警察署長は、速やかにその旨を保護者に連絡し、当該少年の引き取りを求めなければならない。
- 3 警察署長は、前項の規定による措置を講ずる場合において、保護者に連絡をとることができないとき、又は保護者が当該少年を速やかに引き取ることができないと認めるときは、保護者又は少年の保護に関して権限のある機関に引き渡すまでの間、当該少年の同意（当該少年が16歳に満たない者である場合にあっては、当該少年の同意又は保護者からの依頼）を受けて、当該少年を警察施設において一時的に保護することができる。
- 4 前項の規定による保護は、12時間を超えてはならない。

（保護者等への連絡）

第10条 警察職員は、不良行為少年を補導したときは、この条例に特別の定めがある場合のほか、当該少年の保護者にその旨を連絡するものとする。

- 2 警察職員は、補導した不良行為少年が学校に在籍する者である場合において、少年の非行を防止するため学校における教育上の措置が必要であると認めるときは、当該学校の学校関係者に当該少年を補導した旨を連絡するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、警察職員は、不良行為少年を補導した場合において、少年の非行を防止するため特に必要であると認めるときは、雇用主その他の当該少年の関係者に当該少年を補導した旨を連絡するものとする。

（非行少年等を発見した場合の措置）

第11条 警察職員は、不良行為少年を補導した場合において、当該少年が非行少年（少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項各号のいずれかに該当する少年をいう。）又は要保護児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3に規定する児童をいう。）であることが判明したときは、少年法、児童福祉法その他の法令に定めるところにより必要な措置を講ずるものとする。

第3章 少年補導員

（委嘱）

第12条 警察本部長は、次に掲げる要件を満たしている者のうちから、警察署の管轄区域

ごとに少年補導員を委嘱することができる。

- (1) 人格及び行動について、社会的信望を有すること。
- (2) 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。
- (3) 生活が安定していること。
- (4) 健康で活動力を有すること。

2 前項の規定による委嘱は、警察署長が推薦した者のうちから行うものとする。

3 警察本部長は、少年補導員を委嘱したときは、当該少年補導員の氏名及び連絡先を関係住民に周知させるよう、適當な措置をとらなければならない。

(任期)

第13条 少年補導員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(活動内容等)

第14条 少年補導員は、委嘱に係る警察署の管轄区域において、次に掲げる活動を行う。

- (1) 街頭その他の場所において、不良行為を行っていると認められる少年について、不良行為を行わないよう注意を行うとともに、その後の非行を防止するための必要な助言又は指導を行う活動
 - (2) 少年の健全な育成に障害を及ぼす行為により被害を受けた少年に対し、助言、指導その他の援助を行う活動
 - (3) 少年の非行の防止及び保護に関し、保護者その他の者からの相談に応ずる活動
 - (4) 少年を取り巻く有害な社会環境を浄化するための活動
 - (5) 少年の非行及び被害の防止に関する地域住民の理解を深めるための啓発活動
 - (6) 前各号に定めるもののほか、少年の非行の防止及び保護を通じて少年の健全な育成に資する活動
- 2 少年補導員は、不良行為少年を発見した場合において、警察職員による補導を必要とすると認めたときは、速やかに警察職員に当該事案を引き継ぐものとする。
- 3 少年補導員は、第1項の活動を行うに当たっては、関係機関の職員その他少年の健全な育成に関する業務に携わる者との緊密な連携を図るよう努めるものとする。

(守秘義務)

第15条 少年補導員又は少年補導員であった者は、正当な理由なく、その職務に関する知り得た他人の秘密を漏らしてはならない。

(身分証明書)

第16条 警察本部長は、第12条第1項の規定により少年補導員を委嘱したときは、身分証明書を交付するものとする。

2 少年補導員は、その活動を行うに当たっては、前項の身分証明書を携帯し、関係者の

請求があったときは、これを提示しなければならない。

(講習及び指導)

第17条 警察本部長は、少年補導員を委嘱したときは、遅滞なく、当該少年補導員に対し、その職務に関し必要な知識及び技術について講習を実施するものとする。

2 警察本部長は、前項に定めるもののほか、少年補導員の知識、技能及び資質の向上を図るための講習を行うよう努めるものとする。

3 少年補導員は、その職務に関して、警察本部長の指導を受けるものとする。

(解嘱)

第18条 警察本部長は、少年補導員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解嘱することができる。

- (1) 少年補導員から解嘱の申出があったとき。
- (2) 第12条第1項各号のいずれかの要件を欠くに至ったとき。
- (3) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。
- (4) 少年補導員たるにふさわしくない非行のあったとき。

2 警察本部長は、前項の規定（第1号に該当する場合を除く。）により少年補導員を解嘱しようとするときは、当該少年補導員に対し、あらかじめ、その理由を通知して、弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該少年補導員の所在が不明であるため通知をすることのできないときは、この限りでない。

(身分)

第19条 少年補導員は、名誉職とする。

(少年補導員協会)

第20条 少年補導員は、警察署の管轄区域ごとに、少年補導員協会を組織する。

2 少年補導員協会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 第14条第1項各号に掲げる活動の計画の策定
- (2) 少年補導員相互の連絡及び調整
- (3) 少年補導員の活動に関し必要な資料及び情報の収集
- (4) 少年補導員の活動に関する研究及び意見の発表
- (5) その他少年補導員の活動の円滑かつ効果的な遂行を図るために必要な事項

3 少年補導員協会は、少年補導員の活動に関し必要と認める意見を警察本部長に申し出ることができる。

(奈良県少年補導員協会連合会)

第21条 少年補導員協会は、その連合体として奈良県少年補導員協会連合会を組織する。

2 奈良県少年補導員協会連合会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 少年補導員協会の業務に関する連絡及び調整
- (2) 少年補導員の活動に関し必要な資料及び情報の収集
- (3) 少年補導員の活動に関する研究及び意見の発表
- (4) その他少年補導員の活動又は少年補導員協会の業務の円滑かつ効果的な遂行を図るために必要な事項

3 奈良県少年補導員協会連合会は、少年補導員の活動又は少年補導員協会の業務に関する意見を警察本部長に申し出ることができる。

(表彰)

第22条 警察本部長は、活動上特に功労がある少年補導員及び少年補導員協会を表彰し、その業績を一般に周知させることに意を用いなければならない。

第4章 雜則

(保護者等の措置)

第23条 保護者は、その監護に係る少年について第10条第1項の規定による連絡を受けたときは、不良行為の再発の防止その他当該少年の非行を防止するため必要かつ適切な監護上の措置をとるものとする。

2 学校関係者は、当該学校に在籍する者について第10条第2項の規定による連絡を受けた場合において必要と認めるときは、不良行為の再発の防止その他当該少年の非行を防止するため必要な教育上の措置をとるものとする。

3 第10条第3項の規定による連絡を受けた者は、不良行為の再発の防止その他当該少年の非行を防止するため必要かつ適切な措置をとるように努めるものとする。

(保護者に対する支援)

第24条 警察本部長及び警察署長は、不良行為少年の保護者からの申出があり、その申出を相当と認めるときは、警察職員に、次の措置をとらせるものとする。

- (1) 当該保護者に対し、当該少年に係る適切な監護上の措置に関する助言又は指導その他必要な支援を行うこと。
- (2) 当該少年に対し、非行の防止に関する助言又は指導、カウンセリングその他の継続的な補導を行うこと。

(立入り)

第25条 警察職員は、不良行為少年の補導を行うため必要があると認めるときは、次に掲げる場所に立ち入ることができる。少年補導員が第14条第1項第1号の活動を行うため必要があると認める場合において、あらかじめ警察本部長の承認を受けたときも、同様とする。

- (1) 興行を行う場所

- (2) 図書類を販売し、又は貸し付ける場所
- (3) がん具刃物類を販売する場所
- (4) 物品を買い取り、又は金銭を貸し付ける場所
- (5) 客に遊技又は遊興をさせる場所
- (6) 飲食店、喫茶店又はコンビニエンスストア、マーケットその他の物品販売業を営む場所（第2号、第3号及び前号に該当するものを除く。）
- (7) 電車、汽車、乗合自動車その他公衆が利用することのできる乗物及び駅

2 警察職員及び少年補導員は、前項の規定により立入りを行う場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（関係機関との連携等）

第26条 警察本部長及び警察署長は、不良行為少年の補導、保護者に対する支援その他少年の非行の防止及び保護に関する施策を実施するに当たっては、学校、市町村の機関その他の関係機関及び少年の健全な育成のための活動に携わる者と緊密な連携を図るものとする。

2 警察本部長及び警察署長は、不良行為少年の補導、保護者に対する支援その他少年の非行の防止及び保護に関し必要があると認めるときは、学校、市町村の機関その他の関係機関及び公私の団体に必要な協力を要請することができる。

（権限の委任）

第27条 この条例の規定による警察本部長の権限は、公安委員会規則で定めるところにより、警察署長に委任することができる。

（公安委員会規則への委任）

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

第5章 罰則

第29条 第15条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第30条 第25条第1項の規定による警察職員の立入りを拒み、妨げ、又は忌避した者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。

附 則

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成19年2月13日奈良県条例第26号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月27日奈良県条例第12号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成26年7月11日奈良県条例第13号）

この条例は、平成26年7月15日から施行する。

附 則（平成28年3月28日奈良県条例第71号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日奈良県条例第58号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月27日奈良県条例第66号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期を同じくする拘禁刑と、旧拘留は長期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する条例の規定の適用については、拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。